

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
日本臨床発達心理士会 滋賀支部規約

第1条（名称）

本会は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構日本臨床発達心理士会滋賀支部と称する。

第2条（事務局）

本会は、事務局を、支部役員の研究室内等の住所に置く。住所等は、支部ウェブサイトで公示する。

第3条（目的）

本会は、臨床発達心理士の資格取得者の相互の連携を密にし、技能の向上を図るとともに、臨床発達心理士活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 研修会・研究会等の開催
- ② 支部会報発行・ウェブサイト設営等による情報発信
- ③ その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第5条（会員）

本会の会員は、日本臨床発達心理士会滋賀支部に所属する臨床発達心理士であり、職場または住居を滋賀県内に有する者とする。

第6条（入会）

臨床発達心理士の資格取得の時点で、第5条に該当する会員が、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録した時点で、あるいは他支部からの異動の時点で、本会への入会とする。

第7条（退会）

会員が、第5条の条件を満たさず、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構において本支部より登録を末梢した時点で、本会からの退会とする。

- ① 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ② 他支部への異動申請が受理されたとき

第8条（事業や活動への参加）

会員は、本会が主催または共催する事業および活動等に参加することができる。

第9条（総会）

総会は、支部会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。

- 2 定期総会は、年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。
- 3 総会の成立は、出席者と委任状提出者の合計数が支部会員の3分の1を超えることとする。定足数に満たない場合は、仮総会とする。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって成立とする。
- 5 仮総会における承認および決定事項は、支部ウェブサイトで公示し、公示後7日以内に支部会員の過半数の文書による反対がない場合に成立したものとする。支部ウェブサイトで公示した総会の承認および

決定事項に関しては、広く意見を集約し、適宜それに応えた活動を行う。

6 定期総会には次の議題を提出しなければならない。

- ① 事業の年次報告及び年次計画の承認
- ② 事業の収支決算及び収支予算の報告

第 10 条（役員・選出方法・任期）

本会には、次の役員を置く。

- ① 支部長（1名）
- ② 副支部長（1名）
- ③ 事務局長（1名）
- ④ 会計・広報担当（IT 担当）・研修会担当など若干名
- ⑤ 幹事（1名）

その他、支部運営にあたり、支部長が必要と認める役職の役員。

- 2 役員を選出は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同一の役員を務める場合は、原則2期までとし、欠員補充は前役員の任期を引き継ぐ。
- 4 支部長は、本会を代表し会務を執行する。
- 5 副支部長は、支部長を補佐する。支部長が不在の時に会務を代行する。
- 6 事務局長は、支部長を補佐し、本会の事務を統括する。
- 7 幹事は、日本臨床発達心理士会幹事会に出席する。

第 11 条（役員会）

役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、支部長が必要と認めたととき、又は役員の半数以上から招集の請求があったときに開催する。
- 3 役員会は、支部長が招集し、議事を進行する。
- 4 役員会の議事について議事録を作成し、各役員の確認をもって確定する。

第 12 条（執行部会）

執行部会は、支部長・副支部長・事務局長・幹事で構成し、必要な役員が陪席する。

- 2 執行部会は、支部長が招集し、議事を進行する。
- 3 執行部会は、役員会での案件を事前に審議し、発議する。

第 13 条（本規約の変更）

この規約の変更は、支部総会に出席した会員のうち3分の2以上の同意を得て成立する。なお、その後幹事会の承認を得るものとする。

施行期日 2015年4月1日から施行する。

改定 2017年4月1日から第2条（事務局）

改定 2019年4月1日から第9条（総会）、第10条（役員・選出方法・任期）